

八峰白神ジオパーク

連載 110回



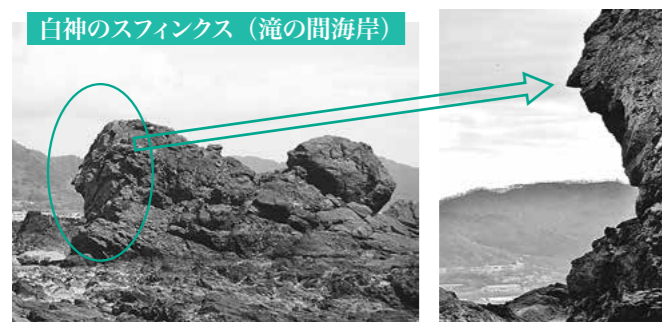
事務局 八峰町産業振興課 ジオパーク推進係
☎ 0185 (76) 4605 FAX 0185 (76) 2203
HP <http://www.shirakami.or.jp/~happo-sh-geo/>



奇岩!? 今回は岩の話です!!

ジオサイトを見に行こう! ジオ知識

「ジオパーク」と聞くと石や岩を1番に思い浮かべる方も多いと思います。八峰白神ジオパークには、シンボルとしている奇岩があります。



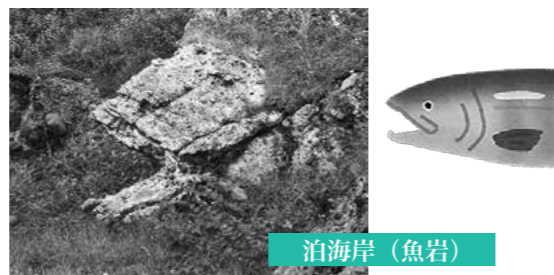
まるで人の顔のように見えませんか。この岩は凝灰角礫岩で、日本海が急速に拡大した時代に形成されました。その頃、たくさんの海底火山が噴火して溶岩が流れ出し、火山灰と水は混ざり合って海底にできた溶岩の上に沈んでいきました。流れ出した溶岩は、いろいろな成分と結びついて固い変質安山岩に、海底に沈んだ火山灰は緑色の凝灰岩となり重なっていきました。やがて海面から姿を現した岩石は日本海の荒波等によって、固い溶岩の部分は残り、やわらかい凝灰岩の部分が削られることで奇岩ができました。



ジオガイド養成のちらしを全戸配布しています! チェックしてみてください!



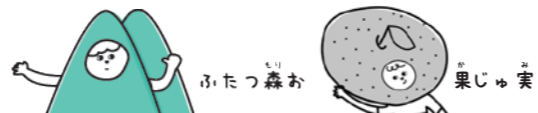
そのほかにも、魚の頭部に見える魚岩や蛙岩と呼ばれる岩もあります。これは、泊海岸(鹿の浦展望所の真下あたり)にあります。この岩も、凝灰角礫岩で構成されています。ほかに柱状節理や海食洞も鹿の浦展望所の崖下で観察することができます。



泊海岸(魚岩)

全国では、男鹿半島の「ゴジラ岩」、隠岐の島にある「ローソク島」などが有名です。どちらもジオパークに認定されており、奇岩をつくった大地の動きやそのうえで生きていた人の暮らしを学び楽しむことができます。これらの奇岩といわれる岩は、もちろん人が作ったものではありません。自然によって作られたものです。不思議な形の岩を見つけて名前を付けてみるのも面白いかもしれません。

Topics 2020年度もジオパーク!



① ジオガイド養成講座 スタートします!

八峰白神ジオパークでは、協議会認定のジオパークガイドを養成します。募集要項を全戸配布していますのでチェックしてください!

② 新しいパンフレットを作成します!

ジオストーリーを決定し、既存のパンフレットより、もう少し細かい内容を書いたパンフレットを作成する予定です!

③ 出前授業や講座でジオパークを届けます!

町内小中学校へ出前授業や、町民の皆さんへの講座や講演会を計画していきます。お知らせの際にはぜひご参加ください!

このほかにもいろいろな活動を進めていきます!

税務会計課・福祉保健課からのお知らせ



令和2年度の税および保険料の納期限は下記のとおりです。

担当課	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税務会計課	納期限	6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月28日	2月1日	3月1日
	軽自動車税	全期									
	固定資産税	1期		2期		3期		4期			
福祉保健課	町県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
	国民健康保険税			1期	2期		3期	4期	5期		6期
福祉保健課	介護保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	後期高齢者医療保険料(普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

納税は口座振替が便利です

Q. 手続きはどこで出来ますか?

下記金融機関窓口で手続きできます。「口座振替依頼書」は各金融機関の窓口に置いてありますので、必要事項を記入の上、提出してください。(通帳の届出印が必要になります。)

<手続き可能な金融機関>

岩館郵便局、八森郵便局、東八森郵便局、埴川郵便局、峰浜郵便局、秋田銀行八森支店、JA八峰支店、能代市内金融機関各支店

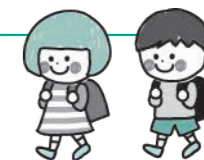
Q. 申込の時期は?

いつでも大丈夫です。「口座振替依頼書」を金融機関に提出してから3週間程度で手続きが完了したのち、「口座振替登録完了のお知らせ」を送付します。なお、税の振替日は各税目の納期限の日となります。

※税金のほかに、上下水道料などの各種公共料金も同時に申込むことが出来ます。是非ご利用ください。

■ 問合せ先 税について…税務会計課 ☎76-4604 保険料について…福祉保健課 ☎76-4608

就学援助制度のご案内



町では、経済的な理由によって就学が困難と認められるお子さまの保護者に対して、学用品費、給食費などの就学するうえで必要な経費の一部を援助する制度があります。

- 対象者** 町に住所があり、町内の小中学校に通うお子さまのいる世帯で、下記のいずれかに該当する世帯
 - ①生活保護を受けている方
 - ②町の審査を経て、生活保護を受けている方に準ずる程度に困窮していると認定された方
- 援助内容** 学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費
- 申請方法** 所定の申請書により学校教育課(八峰町文化交流センター「ファガス」2F)へ申請してください。
※学校経由の申請もできます。申請書は学校教育課および各学校にあります。
- 申請期間** 4月1日から受け付けます。5月31日までに申請し、認定された方は、4月分からの援助開始となります。※6月1日以降に申請された方は、申請された月分から援助開始の対象となります。
- 援助費の支給** 認定・不認定の決定については、後日通知します。また認定が決定した場合、援助費は申請者名義の口座へ直接振り込まれます。(保護者が学校長へ援助費の受領を委任し、各学校へ直接支給することもできます。)
- その他**
 - 前年度に認定された方も申請の手続きが必要(毎年度申請)となります。
 - 令和2年1月1日現在、町に住所がない方は令和元年分の所得を証明する書類が必要です。

■ 問合せ先 教育委員会 学校教育課 学校教育係 ☎77-2816